

議提議案第1号

観音寺市議会議員定数条例の一部改正について

観音寺市議会議員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月22日提出

提出者

観音寺市議会議員 大賀 正 三

賛成者

観音寺市議会議員 石 山 秀 和

観音寺市議会議員 大久保 隆 敏

観音寺市議会議員 立 石 隆 男

観音寺市議会議員 篠 原 和 代

観音寺市議会議員 豊 浦 孝 幸

観音寺市議会議員 岸 上 政 憲

(提案理由)

市民の行政に対するニーズは増大し、より効率的な行政運営が求められている。

観音寺市議会基本条例第19条第2項では、「議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。」とされている。

議員定数については、単に人口規模によってのみ、論じるべきではないと考えるが、観音寺市議会議会改革検討協議会において、近隣市の状況や今後の人口推移などを勘案し協議を重ねてきた。

そして、議会が市民の代表機関であり、市民福祉の向上と議会の役割を果たすことのできる議員定数として、「20人」から「18人」とする本案を提出するものである。

別紙

観音寺市議会議員定数条例の一部を改正する条例

観音寺市議会議員定数条例（平成21年観音寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

本則中「20人」を「18人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。